様式１－２

共　同　企　業　体　協　定　書

（目的）

第１条　○○共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）安城市公共施設への太陽光発電設備等導入業務（以下「本業務」という。）の受託

（２）本業務にかかる公募型プロポーザルへの参加

（３）前各号に附帯する業務

（名称）

第２条　共同企業体は、○○共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同企業体は、○○年○月○日に成立し、第１条に規定する本業務に関する委託契約の履行を完了するまでの間は、解散することができない。

２　前項の規定にかかわらず、共同企業体が本業務を受託することができなかったときは、プロポーザル結果通知の受領日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称等）

第５条　共同企業体の構成員及びその担当業務は、次のとおりとする。

　　○○都・道・府・県○○市○○町○○番地

　　　○○会社

　　　担当業務：○○

　　○○都・道・府・県○○市○○町○○番地

　　　○○設計事務所

　　　担当業務：○○

（代表構成員の名称）

第６条　共同企業体は、○○会社を代表構成員とする。

（代表構成員の権限）

第７条　共同企業体の代表構成員は、本業務の履行に関し、共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、市及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務金の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に関する成果物及び部分引渡しに関する成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し市と折衝等を行う権限を、代表構成員である企業に委任するものとする。なお、共同企業体の解散後、共同企業体の代表構成員である企業団体が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し市と折衝等を行う権限を、代表構成員である企業団体以外の構成員である一の企業団体に対し、その他の構成員である企業団体が委任するものとする。

（構成員の分担業務及び分担業務額）

第８条　各構成員の○○業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき市と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○の○○業務　○○会社

○○○の○○業務　○○事務所

２　前項に規定する分担業務の価額（以下、「分担業務額」という。）（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　共同企業体の取引金融機関は、○○銀行（○○支店）とし、共同企業体の名称を冠した別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担業務に関し、市及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する共同企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、共同企業体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、市の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び市の承認を得て、新たな構成員を当該共同企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合に対する構成員の責任）

第１８条　共同企業体が解散した後も、本業務に契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項は、運営委員会において定めるものとする。

○○会社ほか○社は、上記のとおり○○共同企業体として協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

○○年○月○日

○○会社

代表取締役　○　○　○　○　　印

○○事務所

代表取締役　○　○　○　○　　印